

日本軍政下における 東南アジア地域の教育

——日本語教育について——

石井 均

はじめに

太平洋戦争下の日本軍政による東南アジア地域の各民族に対する教育政策は、いわゆる「大東亜共栄圏」の宣伝が最も大きな比重を占め、この宣伝を有効に行うために日本語教育がその普及手段として重視されていた。また、東南アジア地域におけるアメリカ、オランダ、イギリス、フランスなどの植民地では、これらの宗主国の言語が共通語としての大きな役割を果たしていたが、日本軍の占領と同時に、軍政当局では、軍政の施行上の問題からも日本語の強制普及は必要不可欠なものとなっていた。

本稿では、このような日本語の強制普及について、日本政府・軍部中央の政策と、東南アジア地域を占領した日本陸海軍の日本語普及の実施に関するものを述べようとするものである。政府や軍部の教育政策については、もちろん他にも重要な施策があるが、本稿では日本語の強制普及に関するものみにふれている。また、現地占領軍の日本語強制普及については、その方針と日本語学校の普及、日本語学校と関連する日本語教育等にとどめ、初等教育から高等教育までの学校教育の中における日本語教育についてはほとんど触れていない。

なお、本稿では、東南アジア地域のうち、日本軍の占領した英領マラヤ、ビルマ、蘭領インドネシア、米領フィリピンを扱っている。

一、政府・軍部の日本語普及政策

(一) 基本方針

昭和十六年一月二〇日、大本営・政府連絡会議は、「南方占領地行政実施要

領」を決定し、南方の占領地における軍政の三大目標を(一)治安の回復、(二)重要国防資源の急速獲得、(三)占領軍の現地自活の確保とし、あらゆる種類の軍政は、これらの三項目を実現するために行われることが定められた。また、十六年一月二六日には、「占領地軍政実施ニ関スル陸海軍中央協定」が決定され、占領地の行政組織がほぼ確立されている。これらの決定により、開戦前に一応の軍政実施の骨格が定められたと言つてよい。

さらに開戦後には、大東亜建設審議会では占領地の統治方針を六項目にわたつて決定している。昭和十七年四月一四日に同審議会第一部で決定された「占領地ノ統治指導ノ方針答申」として残されている文書によれば、占領地の基本的な経営方針が述べられている。この答申では日本語の普及について「各民族固有ノ言語ハ可成之ヲ改変セサルモ大東亜ノ共通語トシテ日本語ノ急速ナル普及ヲ図ルコト」と述べられており、日本語の普及が統治方針の重要な一項とされている。

日本語の普及に関してはさらに大東亜建設審議会の答申「大東亜建設ニ処スル文教政策」により明瞭にみることができ、この答申は、昭和十七年五月二一日に同総会で決定されたものであるが、この答申の「(二)大東亜諸民族ノ化育方策」の中の「言語ニ関スル方策」で「現地ニ於ケル固有言語ハ可成之ヲ尊重スルト共ニ大東亜ノ共通語トシテノ日本語ノ普及ヲ図ルベク具体的方策ヲ策定シ尚欧米語ハ可及的速力ニ之ヲ廃止シ得ルガ如ク措置ス」と述べられており、日本語を普及し、欧米語はできるだけ早く廃止する旨が示されている。この「文教政策答申」は、南方占領地の軍政を担当する南方総軍には、早速知らされてはいたが、答申が実際に閣議決定されたのは昭和十七年八月二一日のことであった。

占領地における日本語の普及については、このように昭和十七年前半には、政府・軍部の大体的政策は形成されつつあったが、日本語の普及は何よりも現地陸海軍の軍政実務の実施上不可欠の問題であり、南方占領地からは日本語の普及のための要求が軍部中央には次々と出されていた。

このような現地軍の要求に対処するため、昭和十七年八月一八日には、「南方諸地域日本語普及に関する件」が閣議において次のとおり決定された。

一、日本語教育並に普及に関する諸方策は陸海軍の要求に基き文部省に於て之を企画立案すること。尚右に關し日本語普及協議会(仮称)を文部省に設置

し右方策に関する諸般の具体的事項を審議すること。

二、南方諸地域の諸学校に於て日本語教育の爲使用する教科用図書は陸海軍の要求に基き文部省に於て之を編纂発行すること。

三、南方諸地域に派遣せられる日本語教育要員は陸海軍の要求に基つき文部省に於て之を養成すること。

この閣議決定により、日本語の普及方策が現実の政策として、徐々に実行されていくのである。

(二) 日本語教育要員の派遣

前述の閣議決定にみられるように、現地軍の要請によって、日本語の普及を担当する教育要員が、内地から占領地へと組織的に派遣されることになったのである。これらのいわゆる南方派遣日本語教師たちは、文部省が国内各地から希望者を募ることになり、彼らは一定期間の「錬成」講習を受けたのち、南方各地へと送り出されている。

第一回の南方派遣教育要員の養成は、昭和一七年一月一四日から二月二六日まで、文部省図書局の主催のもと、東京高等歯科医学校第二附属病院構内で行われ、第一回修了生六九名は翌年早々南方地域へと送り出されている。彼らはフイリピン行きの教育要員であったが、昭和一八年になると、派遣教員の養成は本格化している。一月には、ビルマ、マライ、ジャワ行きの日本語教師約六百名を、文部省が募集している。その応募資格は、中等学校、国民学校、青年学校の教員の資格を有する者、専門学校卒業以上の学力を有する者で、年齢満四十五歳未満の男女となっていた。一般応募した者一、一〇九名のうち合格者は五六二名、および府県推薦の現職教員六〇一名、合計一、一六三名(内女子五〇名)が採用されるなど、大量の教育要員が派遣されることになった。もちろん、これだけの教員が一時に派遣されたものではなく、十八年三月一日までに約二五〇名が養成され、さらに三月中に三、四百名が養成されるなど、陸海軍の現地における需要に応ずるべく次々と派遣されている。全体の派遣数は把握できないが、東京では十数回にわたる講習会が開催されている。また、ビルマだけでも(初期の軍政要員を含めて)二百七十余名にわたる文教要員が派遣されたといわれ、相当数の日本語教育要員が東南アジア地域一帯に送り込まれていたといえよう。

なお、これらの日本語教員の養成講習会では、その時期によって教育内容は若干異なっているが、第六回講習会を例にとれば、日本語、日本文化や日本語教育に関する講義の他に、「大東亜文化建設ノ理念」⁽⁹⁾「興亜精神」⁽¹⁰⁾「大東亜文化政策」⁽¹¹⁾「南方民族要説」⁽¹²⁾「南方衛生」⁽¹³⁾「南方事情」などが教えられていた。彼ら教育要員たちはあきらかに、軍の「大東亜共栄圏」の宣伝の一翼を担わされていたのであった。

(三) 日本語教科書の編纂

昭和一七年八月一八日の閣議決定「南方諸地域日本語普及に関する件」に基づいて、文部省では南方向け日本語教科書の編纂を行っていた。それが、昭和一八年になって日本語教科書一二種二冊の編纂を完了している。このような教科書編纂方針にも「大東亜共栄圏」の理念の宣伝を行なおうとする意図がよく読みとれる。すなわち、その編纂方針は、

1 醇正なる日本語を授け、内外一如の状態に於て日本語の普及を図らんとすること。

2 日本事情、日本精神の理會に導くと共に大東亜民族としての自覚及団結を育成せしめる。

3 音声言語の教授、訓練を基礎とし、漸次正確なる文字言語の習得に至らしめる。

4 身辺事物、日常生活の言表に習熟せしめ進んで日本精神の理解に至らしめる。⁽¹⁰⁾

であった。このような編纂方針に基づいて作成された教科書の特色は次の四つに大きく分けられる。「その一は、日本的教材と言うべきもので日本の伝統、日本精神を理解させることに努めたもの、その二は、南方教材とも言うべきもので、南方の風俗、自然等に取材したもの、その三は、大東亜戦争の目的実現に資すべき教材であり、何れの教科書においても日本人と現地人とが相親しみあう場面を描いているもの、その四は、日本語の特質に注目させ、学習を確実ならしめんとした語学教材」であった。このような教材の一例として、『初等学校用日本語教本』巻二(日本語教育振興会発行)の中にでてくる「フジサン」をあげてみたい。巻二は、初等学校二年生用とでも言うべきもので、雲の上に頭を出した富士

山の写真を載せながら、次のような内容が述べられている。

「コノ シャンシヨ グランナサイ。コレハ フジサンデス。クモノ 上ニ タカク タカク ソビエテ キマス。マッシロナ ユキガ ヒカッテキマス。ナント ウツクシイ ヤマデセウ。ナント リッパナ ヤマデセウ。」

この教科書を解説している文部省編『初等学校用日本語教本学習指導書』巻二（日本語教育振興会発行の「二 フジサン」では、次のような「趣旨」が述べられている。すなわち、「日本に対する憧憬と興味とを児童に抱かしめ、やがてその感情を愛と誇へ、尊敬へと導くことが、日本語教育の究竟目的であると共に、また不断的の指導態度でなければならぬ。しかも、それは、児童の感性に直接訴えることから始めるやうに配慮すべきである。新学年の授業が開始せられて間もなく富士を写真で提示し、富士に対する国民的感動を、『ナント ウツクシイ ヤマデセウ。』『ナント リッパナ ヤマデセウ。』といふ簡素な表現形式によって理解せしめようとした所以である。」ということである。ここにも原地住民に対する直接的な日本化の方策がきわめて色濃くでているといえよう。

ところで、南方地域に普及させようとする日本語は、いわゆる「醇正ナル日本語」でなければならない、とするのが政府の方針であった。すでに、昭和一八年三月一日の衆議院決算委員会において、橋田邦彦文部大臣は南方における日本語の普及について次のような答弁を行っている。

「根本ノ問題ハ、少クモ、我ガ日本ノ国内ニ於テ国民学校デ教ヘテ居ルモノガ正シイト云フノナラバ、先ヅソレト異ラナイ立場ニ於ケル日本語ト云フモノヲ、普及シナケレバナラヌト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス」（第八一回帝國議会議決算委員会議録（速記）第一三回、昭和一八年三月一日）

すなわち、日本国内で使用していた国民学校用の教科書の日本語を標準的な日本語とし、これを占領地域に強引に普及する方針が示されているのである。

また、昭和一八年九月二八日に閣議で「南方諸地域ニ普及スベキ日本語ノ教育ニ関スル件」が諒解されたことにより、このような方針がさらに強化されることになった。

この閣議諒解事項では、普及させる日本語として、「醇正ナル日本語ヲ普及セシムルモノ」とし、「敬語法ニハ特ニ留意」し、仮名遣いは、文部省の国民学校

の国語教科書に使用する仮名遣いを用い、いわゆる表音仮名遣いを用いないことが示された。さらに、日本語教科用図書は原則として、文部省の作成した南方諸地域用日本語教科用図書を使用することも示されている。また、日本語普及に用いられる題材は、「身近ノ事物等日常生活ニ関スル事項」「大東亜民族トシテノ自覚及団結ノ育成ニ資スベキ事項」「日本精神日本文化特ニ日本歴史ノ理解ニ資スベキ事項」「日本ノ国力特ニ科学ノ進歩生産力ノ卓越等ヲ示スベキ事項」とされている¹²⁾。

日本語教育の普及については、以上のように、軍政の滲透にに応じてその方策が定められ、その方針は、一八年九月の段階になり本格的に統一され、かつ本國日本の教育を、そのままの形で実施しようとする「皇国民化」の方向がいっそう強化されることになるのである。

二、占領地における日本語普及政策

(一) 陸海軍の基本方針

陸海軍の南方地域占領は言うまでもなく軍事目的の達成を目ざしており、占領地の行政は軍政の三大目標（治安の回復、重要国防資源の急速獲得、占領軍の自活）の制約下で行われている。この三大目標とは別に、すでに述べた「占領地軍政実施ニ関スル陸海軍中央協定」では陸軍の担当する占領地域と海軍の担当する占領地域とに分けられており、地域によりその統治方針も若干異なっている。すなわち、この中央協定によれば、「香港」「比島」「英領馬來」「ジャバ」「英領ボルネオ」「ビルマ」が陸軍、「蘭領ボルネオ」「セレベス」「モルッカ群島」「小スンダ列島」「ニューギニア」「ビスマルク諸島」「ガム島」が海軍の主担任地域であった。

陸軍の主担任地域である東南アジアの人口集中地域は、寺内寿一を司令官とする南方総軍の管轄下にあり、軍政は南方軍軍政総監の指揮下に行われていた。南方総軍では、昭和一七年五、六月頃には、すでに述べた「占領地ノ統治指導方針答申」や「大東亜建設ニ処スル文教政策答申」を受けとっており、昭和一七年八月七日には、教育に関する基本方針を含む「軍政総監指示」を隷下各軍に指示している¹³⁾。

「軍政総監指示」には、教育一般に関する指示である「教育ニ就テ」がみられ、その中には日本語の普及方針についての項もみられ、それは次のように述べられている。

「原住民ニ対スル日本語ノ普及ニ当リテハ多少ノ不利不便ヲ忍ビツツ当初ヨリ徹底的ニ日本語ヲ使用シ日本語ヲ習得セシメ速カニ普及徹底ヲ図ラレ度此際原住民ノ音楽的才能ヲ利用シ唱歌ノ中ニ日本語ヲ教育スルモ一案ト思考セラル」日本語の普及について、「不利不便ヲ忍ビツツ」当初ヨリ徹底的ニ行へべき方針は、現地占領軍では国内方針より強硬になっている。

また、海軍の担当する地域の占領地経営方針は、「占領地軍政処理要項」（官房機密第三一六七号、昭和十七年三月一四日）にみられる。この要項によれば、海軍担当地域は、「我方ノ永久確保ヲ日途トシ且全地域ニ巨リ帝国ヲ中心トスル有機的結合ニ遺憾ナカラシムル如ク統治其ノ他方般ノ施策ヲ実行スルモノトス」とされ、その占領地域の重要性が指摘されている。

この要項にはまた、教育に関する方針もみられ、それは次のように述べられている。

「教育ノ主眼点ヲ当分技術教育ニ置ク

原住民間ニ施サレタル欧式教育ニ関シテハ我方戦勝ノ余威及反旧政権意識等ヲ利用シテ之ガ是正ニ努メ其ノ間日本語乃至日本文化ノ普及ニ努ムルモノトス」

ここには、技術教育の普及、反欧思想の普及と並んで、日本語教育の普及もとりあげられており、「永久確保ヲ日途」とすればするだけ、海軍担当地域での日本語教育の重要性が高まり、現地住民に対する強引な「皇国化」「臣民化」への方針が強化されていると言えよう。

ところで、日本政府・軍部中央の側の日本語普及政策として、まとまった組織的な方針が示されそれが具体化されていくのは昭和十八年になってからであった。しかし、現実には日本陸海軍は昭和十七年の二、三月頃にはすでに軍政を施行しており、占領実務の上からも日本語の普及は当初からの重大関心事であった。したがって、いずれの占領地でも旧宗主国の言語を大幅に制限し、強引な日本語普及の手段を講じている。次に、こうした各地での日本語の普及について述べてみたい。

(二) 占領地の日本語普及政策

1 マラヤ

日本語の普及という点で、日本軍がその典型的と言えるほど強引な方針をとったのは、いわゆる昭南市を中心とする旧海峡植民地やマラヤ地域であろう。この地域は、軍需物質に不可欠な天然資源を豊富に産出すること、地理的には占領地域の扇の要になることなど、早くから重要視された地域であった。したがって、現地住民には多大の犠牲を強いるなど、軍政はことのほか峻厳をきわめた。それだけに軍政当局はまた日本語の普及ということについて重大な関心を寄せていた。このような軍の日本語普及を直接担当したのは、占領直後に配属された軍の宣伝班であった。

宣伝班は、強制的に軍に徴用された数多くの作家も含み、教育問題その他の調査も命ぜられていたが、日本語の普及に関しては、まず、昭南日本学園の開校を担当させられている。この学校は、現地民に対し日本語を主に教え、また日本文化や日本精神を教授する中心的な学校とされたのであった。昭南日本学園は、昭和十七年五月一日に開校され、神保光太郎が学園長となり、同年一月に軍政監部国語学校と名称変更され、軍の文教科が担当するようになるまで、初期日本語普及の中心として数多くの卒業生を出している。

この地域の小学校は、すでに昭和十七年四月一八日付の「小学校再開ニ関スル件」により、徐々に再開されており、日本語は必修科目と定められていたため、日本語を教授する現地人教師達も早速この学園で学んでいたのである。ただし、小学校での日本語普及といっても、初期には日本語の教科書すらないのであるから「平仮名と片仮名のアイウエオにローマ字の発音をつけてプリントし、各学校に配布したが、日本語に全然なじみのない現地の先生達にとっては大変な苦行であった。」という。

たしかに、全く日本語になじみのない地域において「敵性国語」である英語を放逐し、日本語を強制的に普及するという方針は、政府・軍部の基本方針であるが、それはこの地域が重要であれば重要であるだけ必要になってくる。しかし、昭和十七年秋には、第二五軍軍政監部はとんでもない通牒を各州市に発している。すなわち、占領地域から英語を全く追放せよとの命令であった。「英字新聞の発

行禁止、英文郵便物の引受停止、道路その他の公共標識、看板その他衆目を惹くものの英語の使用禁止等がその内容であって、これを一定期間内に日本語に代えようというのである。⁽²⁰⁾ 昭南の一般市民にとって、英語は母語であるか、少なくとも意志疎通の重要な言語であるにもかかわらず、軍政当局は、このような無謀きわまる命令を出した。さすがに、当時の大達市長らの猛反対によって撤回はされたものの、軍の姿勢の一端がうかがい知れよう。もっとも、軍政に携わる者でさえ、「いかにも東条さんに賞められそうなこと」で、「出先の軍部が、中央に対する彼等一流の星かせぎ」としか見ていなかったわけではあるが。

性急かつ強制的な日本語普及の典型的な例であるが、昭和一八年に入り、日本語教育要員が到着するに伴って本格的な日本語普及活動がなされるようになっていく。従来の英語学校は廃止され、その多くが日本語学校へと切り換えられたが、それらの日本語学校は昭和一八年六月には二二八校であったとされている。⁽²¹⁾

2 ビルマ

ビルマでは、日本軍は昭和一七年三月から軍政部を設けて占領地の経営に当たっている。

ビルマにおける日本語普及の基本方針は、「林集団占領地統治要綱」(昭和一七年三月一五日)の第四一条に「教育ハ当分現制度ヲ踏襲シ急激ナル改變ヲ行ハザルモノトス。排日教育並ニ拝英米教育ヲ絶滅シ逐次日本語ノ普及ヲ図リ努メテ英語ノ使用ヲ避クル如ク施策ス」とされ、日本語普及の基本方針がみられる。また林集団命令(昭和一七年八月一日)にも「教育ニ於テハ拝英思想ヲ絶滅シ東亜共榮圏理念ヲ徹底セシムルト共ニ速カニ日本語ノ普及ヲ図リ英語ノ使用ヲ避クルニ至ラシムベシ」とされ、拝英米思想の絶滅と日本語普及の方針が定められている。このように、ビルマでも軍政下の教育政策は、「英米思想ノ一掃」「大東亜共榮圏理念ノ徹底」「日本語ノ普及徹底」⁽²⁵⁾がその目標とされていたのである。

ビルマでの日本語の普及に関して重要なことは、すでに昭和一七年六月一日には、上田天瑞を校長とする軍蘭貢日本語学校が、軍政監部直接の経営指導により開設されていることである。この日本語学校を皮切りに、その後ビルマでは「オッタマ」「マンダレー」「メイミョウ」「サガイン」「バセイン」「ペグー」「タトン」「モールメン」などの日本語学校が次々と開校されている。これらの日本語学校は、

軍の日本語普及の中核をなす学校で『緬甸軍政史』によれば、開校以来昭和一八年六月に至る一年間だけでも三千余名が日本語を学んだとされ、「其ノ卒業生ノ多クハ軍官民各方面ニ多大ノ貢献ヲ為シツツアリ」と記されている。その後さらに、軍政監部は「日本語学校設立並ニ経営要綱」を決定し、日本語教育をさらに拡大させようとしている。この計画は、全ビルマに日本語学校五〇校を設立する計画で、首都ラングーンに五校、マンダレーに二校、軍政監部支部、出張所、所在地およびその他主要地に一校宛開校することであった。予定した日本語の教育要員がなかなか揃わなかったため、軍政監部の思惑どおりに進まなかったが、『緬甸軍政史』によれば、軍政監部直轄やその他各地の駐屯部隊の経営する日本語学校は約二五校あると述べられており、その他小さなものを加えれば相当の数にのぼったといわれる。⁽²⁶⁾

なお、この「要綱」の目的は次のように述べられている。

「日本語学校ハ軍政ノ円滑ナル遂行及原住民トノ親善強化ノ為メ現地各民族ニ対シ日本語教育ノ基礎ヲ授ケ以テ全緬甸ニ日本語ヲ迅速ニ普及スルヲ目的トス。同時ニ日本軍ヘノ協力並ニ大東亜共榮圏理念ノ把握ニ就キ特ニ留意スベキモノトス」⁽²⁷⁾

こうした日本語学校の拡大の上で大きな問題となったのは、日本語教育の教材やその教育方法であった。当初は、それぞれの教師が独自の工夫による教育を行っており、なかには、日本語教育振興会編『ハナシコトバ』を使用する者もあった。そこで軍政監部では一八年四月、「日本語学校及日本語教員養成所用教科書編纂要領」を定め、ビルマにふさわしい独自の教科書を作成することとなった。

この要領によれば、日本語の教科書第一巻から第五巻まで作成することとし、文の難易度は第一巻は『ハナシコトバ』程度、第二～五巻までは、国定教科書『よみかた』および『初等国語』程度とすることになっている。また教材内容については、各巻毎に異なるが、一応次のとおりの教科内容が予定された。

教材の種類	巻一	巻二	巻三	巻四	巻五
1. 国体(国史、日本精神、日本道徳等)	一〇%	一五%	二〇%	二〇%	三〇%
2. 生活(日本ノ家庭生活、社会生活等)	七〇	三〇	一五	一〇	五
3. 地理(日本歴史、自然、風物等)	五	一〇	一〇	一〇	五
4. 文学(日本ノ物語、純文学)	五	一五	一五	一〇	一五
5. 国防	五	五	一〇	一〇	一〇
6. 科学(科学、衛生、産業等)	—	五	一〇	一〇	—
7. 大東亜史(共栄圏ノ歴史、西洋ノ東洋侵略史等)	—	—	—	一〇	一〇
8. 共栄圏ノ地理、人文	—	五	五	五	五
9. 大東亜戦争、共栄圏ノ理念等	—	五	五	五	一〇
10. 共栄圏ニ於ケル緬甸ノ地位(「ビルマ」ノ歴史、生活、自然、物語、文学等)	五	一〇	一〇	一〇	一〇

この表にみられるように、教材は上級巻に進むほど、国体、国防、大東亜史、大東亜戦争、共栄圏の理念等が増加してきている。このように、ビルマ的教育内容はほんの申し分け程度にすぎず、日本語教育の内容は「大東亜共栄圏」下の強引なその理念普及の手段に他ならないと言えよう。

3 インドネシア

蘭領インドネシアは広大な島嶼部を含むため、占領地もすでに述べたように陸海軍にまたがり、その担当地域も複雑になっていた。ここでは、主に通称「治一集団(第一六軍)」の担当したジャワ地域を中心とした日本語普及についてふれたい。

ジャワ地域においても、昭和一八年三月二八日の「軍政佈告」以後、積極的な

日本語普及策が図られており、布告第一二号「学校再開ニ関スル件」(昭和一七年四月二二日)によってまず初等学校が再開され、これに伴って日本語教育の普及が活発になってきた。昭和一七年六月には、他の占領地域と同じく日本語普及のため、日本語学校が開設され、日本語講習会も数多く開催されている。³³⁾

このような日本語学校の開校については、様々の資料にみる事ができる。たとえば、大江賢次の「ジャワ日本語学校建設記」には、軍宣伝班の手になる日本語学校の開校の様子が次のように述べられている。

「そこで、私たちはまず校舎を接収して、町の有志をあつめて協議をはじめた。具体案としては、(一)日本語学校は昼夜二部制にする。(二)昼は八歳以上二十歳まで。夜は一般市民男女を問はず。(三)教材は原則として軍が支給するが鉛筆やノート類は生徒自弁のこと。(四)授業料は不要。(五)収要人員に限りがあるから、申込制により、先着順に許可をする。(六)当分のあひだ一日一部二時間の授業。(七)日本語教師は部隊の兵隊を招聘すること。(八)学課目は、日本語を主として唱歌、体操、図画、手工も適宜に入れる。(九)一学期を三ヶ月とし、最初の一ヶ月を専門科とする。(十)学級は年齢別にわけろ。」³⁴⁾

また、具体的な日本語学校の教育については、町田敬二『戦う文化部隊』(原書房、昭和四二年)や、皆川三郎『日本語の旅』(スマトラ篇、ジャワ篇、『日本語』第四巻、第二、三号、昭和一九年)にみる事ができる。

ジャワにおける日本語教育の普及は、その後、昭和一七年一月八日「日本語学習指導に関する件」が通牒され、昭和一八年になって日本語の教育要員が到着するとともに本格的段階に入り、同年一月に軍政監達による「日本語普及教育要綱」の公布によって日本語教育の諸方針が確立されている。³⁵⁾

ジャワの日本語学校としては、軍政監部直轄学校としてジャカルタ上級日本語学校(昭和一九年二月九日開校)および軍政監部通訳員養成所があった。また地方施設としては、各州の日本語学校(講習会及び研究会等も含む)は、昭和一九年には二、二一校あり、修学期間は二、三カ月、生徒総数は二、二二、九一八名に及んでいると記録されている。³⁶⁾ なお、初等から高等に到る各種の学校教育施設においては、日本語教育は必修とされていたことは言うまでもない。

また、日本語の教科書の編纂についても、占領直後から計画が進められており、

昭和十七年度には『日本語』巻一、巻二が編纂刊行され、一八年度には『日本語』巻三、巻四が編纂刊行されている。また、国民学校用の日本語教科書『日本語』巻一―巻六及文法書、会話書の編纂、「大東亜建設の基たる日本肇国の歴史を与ふべき」という『古事記ものがたり』（日本語）の編纂などが行われ、昭和十八年ないし一九年度に完結される予定であったという。³⁷⁾

インドネシア、とくにジャワにおいても、日本軍政は日本文化日本精神を住民に理解させるため、また日本語を「大東亜共通語」たらしめるためにも、他の占領地域と同じく日本語の強制的な普及を行ったのであった。³⁸⁾

4 フィリピン

フィリピンにおいては、日本軍政は昭和十七年一月から実施されている。軍は直接的に、また、比島政府を利用して間接的に教育に関する指示を行っている。

日本軍政下におけるフィリピンの教育に関して、軍政当局は昭和十七年二月一日「教育ノ根本方針ニ関スル件」で基本方針を発表している。その中で日本語普及については、「日本語ノ普及ヲ図ルト共ニ英語ノ使用ハ漸ヲ追ヒ之ヲ廃スルト」と述べられており、また、同年七月二四日には日本語を公用語と定め、その普及を急いでいる。

こうした日本語の普及は、学校教育内外を問わず強力に進められており、第二回州知事市長会議（昭和十七年八月二日）において、日本軍によって任命された多くのフィリピン人の知事・市長に対しても、軍政監は「教育ノ革新振興」の項の中で日本語の普及についてふれている。この「教育ノ革新振興」の訓示では、「新生比島建設ノ為東洋文化ノ吸収ヲ初メ凡有新知識ノ習得ハ将来日本語ヲ介スルノ他全然其ノ途ナキニ想到スルトキ」「諸子ハ諸氏自ラ日本語ノ修得ニ努力」すべきことが強調されている。

学校教育の中でも、日本語は必修教科としてとり入れられていたが、他の占領地域と同じく昭和十七年中は教員や教材の不足によって日本語教育、日本語普及は簡単には進んでいない。フィリピンにおいても日本語の普及が本格的になるのは、やはり日本語教育委員の到着した昭和十八年初頭になってからであった。

おわりに

太平洋戦争の開始に伴って日本軍は次々と東南アジア地域を占領し、占領地には軍政を実施してきた。このいわゆる「大東亜共栄圏」下の教育政策は、日本語を普及させ、日本文化と日本精神を教化しながら「大東亜共栄圏」の宣伝を行うことであった。

占領初期における日本語普及の方針は、各占領地において異なっており、それは軍政実務必要性からくる日本語の急激な普及であり、日本語教育の教材も方法もいわば行きあたりばったりのものでしかなかった。しかし、占領当初の混乱がおさまり、一応の治安の回復がみられるようになると、日本政府・軍部の日本語教育の方針も定まってくるのである。大東亜建設審議会の答申「大東亜建設ニ処スル文教政策」、「南方諸地域日本語普及ニ関スル件」の閣議決定とこれにつづく教員委員の派遣、南方地域用の教科書の編纂、「南方諸地域ニ普及スベキ日本語ノ教育ニ関スル件」の閣議諒解などによって、本土での統一な日本語教育政策の方針が示されているのである。そして、それが各占領地の現地軍へと伝えられることによって、各地域での本格的な日本語の強制普及が行われるようになったと言つてよい。

また、いずれの占領地域でも、軍政の三大目標の達成が大きな課題であり、教育政策も当然この範囲内のものであることは言うまでもない。しかしそこで行われた日本語教育はそのモデルの欠如からたしかに、「実践レベルでは、カニが甲らに似せて穴をほるように、本国日本の鑄型にはめこむような」⁴¹⁾教育を行っているのである。

以上のように、南方占領地での日本語教育政策を主に日本語学校を中心としてみてきたが、本稿では、初等から高等教育に到るまでの学校内での日本語教育にはほとんどふれていないので、この点については別の機会に考察したい。

〔付記〕 本稿は昭和五八年度文部省科学研究費の助成金による研究成果である。

参考文献および注

(1) 「占領ノ統治指導ノ方針答申」昭和十七年四月一四日、第一部会決定。「極

秘」の印あり。

占領地ノ統治指導ノ方針答申

占領地ノ統治指導ハ我カ国体ノ本義ニ淵源シハ絃為宇ノ大義ヲ沿ク占領地ニ
顯現シ各国及各民族ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ道義ニ立脚スル新秩序ヲ確立
スルヲ以テ根本方針トス之カ為諸施策ハ概ネ左記諸件ヲ考慮シ大東亜戦争及
大東亜建設ノ各段階ニ応ジテ寬嚴宜シキヲ図リ特ニ初期ニ於テハ専ラ戦争遂
行力ヲ増強スルヲ主眼トス

一、大東亜建設ノ基本理念ヲ闡明徹底シ大東亜各民族ヲシテ大東亜建設ノ完
遂ハ共同ノ責任ナルコトヲ自覚セシメ将来ニ於ケル共栄ノ希望ヲ堅持シ初
期ニ於ケル苦難ニ耐ヘ大東亜戦争ノ遂行並ニ大東亜建設ニ協力セシムルコト
大東亜建設ノ基本理念ノ闡明ニ当リテハ苟モ所謂民族自決ナルカ如キ誤解
ヲ生セシメサル如ク注意スルコト

二、統治又ハ指導ハ現地ノ実情ニ即シテ之ヲ行ヒ大東亜戦争ノ遂行及大東亜
建設ニ支障ナキ限リ従来ノ政治、經濟機構ノ改変ハ必要ノ最少限度ニ止ム
ルト共ニ衛生及文化ノ施設等ハ可成之ヲ存置活用スルコト

三、従来ノ米英優越ノ思想ヲ排除シ米英的思想ニ基ク各地域ノ旧弊ハ之ヲ払
拭スルモ各民族固有ノ風俗、習慣、宗教等ハ之ヲ重ンスルコト

各民族固有ノ言語ハ可成之ヲ改変セサルモ大東亜ノ共通語トシテ日本語ノ
急速ナル普及ヲ図ルコト

四、統治又ハ指導上ノ諸施策ハ大綱ノ把握ヲ主トシ細部ニ巨ル画一、性急ナ
ル実行ヲ避ケ特ニ初期ニ在リテハ弾力性ヲ保有セシメ将来ニ禍根ヲ残ササ
ル如ク留意スルコト

五、各住民ニ対シテハ恩威並ビ行ヒ寬嚴宜シキヲ制シ濫ニ狃レシメザル如ク
指導スルコト

華僑ニ対シテハ其ノ敵性ヲ根絶シ大東亜建設ニ協力セシムルコト

六、敵性ノ排除ハ当初ヨリ断乎タル処置ヲ採リ其ノ徹底ヲ期シ特ニ大東亜防
衛上皇國ニ於テ確保スルヲ必要トスル要衝ニ於テハ萬遺憾ナキヲ期スルコト

なお、この答申は第一部会決定であり、総会（大東亜建設審議会）でどのよ
うに修正されたかは不明であるが、さしあたりの参考になると思われる。この

指導方針は、昭和十七年七月一日の第四回総会で決定されたものと思われるが、
大東亜建設審議会『大東亜建設審議会総会議事速記録』（昭和十七年一月）八六
頁では、第一部会でのこの答申案の決定が五月二二日となっており、若干日付
が相異している。

(2) 拙稿「大東亜建設審議会に関する一考察」『研究紀要』第二五号、岡山県立
短期大学、昭和五六年。

(3) 企画院「南方（占領地域）建設状況調」昭和十八年五月。（石川進士著『国家
総動員史』同刊行会、第三卷、昭和五五年、一〇八六頁。所収）

(4) 『日本語』第二卷、第一二号、昭和十七年。『日本語』第三卷、第一号、昭
和十八年、一三五頁。

(5) 『日本語』第三卷、第二号、昭和十八年、八七頁。

(6) 石黒修「南方派遣日本語教師」『教育』第一一巻、第四号、昭和十八年、五
二頁。

(7) 第八回帝国議会衆議院決算委員會議録（速記）第二三回の松尾長造文部省
図書局長の補足答弁。

(8) セクパン会編『せくばん』ビルマ日本語学校の記録』修道社、昭和四五年、
「刊行のことば」二頁。

(9) 『日本語』第三卷、第一二号、昭和十八年、六九頁。

(10) 『日本語』第三卷、第五号、昭和十八年、一一〇頁

(11) 同右書、一一二一一三頁。

(12) 「南方諸地域ニ普及スベキ日本語ノ教育ニ関スル件」（昭和十八年九月二八
日、閣議諒解事項）。「秘」の印あり。

第一 方針
南方諸地域ニ対スル日本語教育並日本語普及ハ、南方諸民族ヲシテ先ヅ日常生
活ニ必要ナル日本語ニ習熟セシメ我が諸施策ノ遂行ニ遺憾ナカラシメツ、日本
語ヲ通ジテ日本精神ノ渗透ヲ期スルト共ニ日本語ヲ大東亜ノ共通語タラシメ国内
諸民族ノ團結強化ニ資スルヲ以テ目標トス

第二 要領
一、普及セシムベキ日本語

- 1 醇正ナル日本語ヲ普及セシムルモノトス 敬語法ニハ特ニ留意セシム
- 2 文字ハ片仮名及漢字ヲ用フ
 - ハ 仮名遣ハ文部省著作国民学校国科教科用図書ニ使用セル仮名遣ヲ用ヒ所謂表音仮名遣ハ之ヲ用ヒズ
 - 教授上発音ヲ表記スル必要アル場合ニハ文部省著作南方諸地域用日本語教科用図書ニ使用セル発音符号ヲ用フ
 - 送仮名、句読法、分別書等ニツキテハ総テ文部省著作国民学校国科国語教科用図書ニ準ズ
- 3 日本語普及ニ用フル題材ハ左ニ掲グル事項ニ準拠ス
 - イ 身辺ノ事物等日常生活ニ関スル事項
 - ロ 大東亜民族トシテノ自覚及団結ノ育成ニ資スベキ事項
 - ハ 日本精神日本文化特ニ科学ノ進歩生産力ノ卓越等ヲ示スベキ事項
 - ニ 日本ノ国力特ニ科学ノ進歩生産力ノ卓越等ヲ示スベキ事項
- 二、日本語教科用図書並日本語普及資料
 - 1 日本語教科用図書ハ原則トシテ文部省著作南方諸地域用日本語教科用図書ヲ使用ス
 - 2 布告及放送用台本其ノ他日本語普及ニ付テハ前項ノ教科用図書ト有機的ナル連繫ヲ保タシム
 - 3 新聞、雑誌等ニ日本語普及ノ欄ヲ設クル外商品ノ名称、標語及広告等ニ日本語ヲ併セ用フル如ク指導ス
- 三、日本語教授法
 - 1 学習者ノ母語又ハ第三国語ニヨラス当初ヨリ日本語ヲ以テ教授スルヲ原則トス尚ローマ字ニヨル日本語ノ表記ハナルベク速力ニ之ヲ廃止セシム
 - 2 日本語ノ教授ニ当リテハ鑿ヲ重視シ日本のナル生活態度ノ育成ニ務ム
 - 3 教材ノ程度及教授進度ハ現地ノ実情特ニ民度ニ適応セシム
- 四、日本語教授者
 - 1 日本語教授者ヲシテ左ノ各号ニ則ラシメ以テ其ノ任務ヲ全カラシム
 - イ 日本国民ノ代表者タル矜持ヲ以テ常ニ人格ノ修練ニ務ムルコト
 - ロ 常ニ日本語ノ研究並ニ教授法ノ鍊磨ニ努メ教授力ノ向上ヲ期スルコト

- ハ 其ノ任地ニ於ケル言語、風俗、習慣等ヲ研究シ現地民心ノ把握ニ努ムルコト
- 2 日本語教授者ノ資質ノ向上ヲ図ル為常時指導又ハ再教育ヲ行フ等速力ニ必要ナル措置ヲ講ズ
 - 備考
 - 本件ノ適用ニ当リテハ当該地域ノ実情ヲ考慮シ措置スルモノトス
 - (13) 拙稿、前出論文。
 - (14) 同右論文、九頁。
 - (15) 早稲田大学社会科学研究所『インドネシアにおける日本軍政の研究』紀伊国屋書店、昭和三四年、五四二頁。
 - (16) 同右書、五四五頁。
 - (17) 中島健蔵『回想の文学』(雨過天晴の巻、第五卷) 平凡社、昭和五二年に詳しい。
 - (18) 神保光太郎『昭南日本学園』愛之事業社、昭和一八年に詳しい。
 - (19) 篠崎護『シンガポール占領秘録』原書房、昭和五一年、七四頁。
 - (20) 太宰博邦『英語禁止問題と大達市長』『追想の大達茂雄』同伝記刊行編、昭和三一年、一一六頁。
 - (21) 同右書一一六一―一二七頁。
 - (22) Yoji, Akashi, Education and Indocorination Policy in Malaya and Singapore under the Japanese Rule, 1942—1945, Malaysian Journal of Education, Vol. 13, No. 1/2, Dec. 1976, p. 34.
 - (23) 太田常蔵『ビルマにおける日本軍政史の研究』吉川弘文館、昭和四二年、一八五頁。
 - (24) 同右。
 - (25) 森第七九〇〇部隊『緬甸軍政史』昭和一八年九月、一一八頁。
 - (26) 田上辰雄『ビルマ進駐直後の軍政日本語学校』『せくばん』(セクパン会編) 修道社刊、昭和四五年、七頁。
 - (27) 森第七九〇〇部隊、前掲書、一一〇頁。
 - (28) 田上辰雄、前掲論文、七頁。

- (29) 森第七九〇部隊、前掲書、一二〇頁。
- (30) 太田常蔵、前掲書、一九〇頁。
- (31) 同右書、五一五頁。
- (32) 同右書、五一九頁。
- (33) ジャワ新聞社、『ジャワ年鑑』(昭和一九年) 一三三頁。
- (34) 大江賢次「ジャワ日本語学校建設記」『日本語』第四卷、第八号、昭和一九年、四一頁。
- (35) 『ジャワ年鑑』(前掲書) 一三八一九頁。
- (36) 同右書、一三九頁。
- (37) 同右。
- (38) 左藤正範「インドネシアにおける日本軍政の言語政策」『太平洋学会誌』昭和五五年、四月、七月、一〇月の連載論文がすぐれている。
- (39) 拙稿「日本軍政下におけるフィリピンの文教政策」『研究紀要』岡山県立短期大学、第二六号、昭和五七年、一一頁。
- (40) 同右論文、一五頁。
- (41) 小沢有作『大東亜共栄圏』と教育』『激動するアジアと国民教育』明治図書、昭和四八年、一五三頁。

昭和五十九年三月三十一日受理